



類別： 器 25 医療用鏡
一般医療機器 内視鏡固定具 JMDN：37090030
販売名：内視鏡保持金具

【禁忌・禁止】

- ・本製品を切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）することは、折損等の原因となるので絶対に行わないこと。

* 【形状・構造及び原理等】

1. 形状(代表的形状)



2. 原材料

ステンレス

【使用目的又は効果】

本品は、手術時に各種内視鏡を意図する位置に保持又は調整するために用いる。

【使用方法等】

各種内視鏡を取り付けて、意図する位置に保持又は調整して使用する。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

- (1) 本製品は未洗浄、未滅菌の為、使用前にすべてのロック部分を開放状態にし、洗浄・滅菌処理を行うこと。
- (2) 本製品の使用前に、変形・キズ・亀裂等がないか、ネジおよびボルトのゆるみ、はずれ等がないかの不具合を確認の上、使用すること。不具合を発見した場合は使用しないこと。
- (3) 入りにくい場合など無理に穿ったりねじったりしないこと。
- (4) 使用後は、表面に付着している血液、体液、組織片及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄すること。
- (5) 本製品は、使用目的に合わせて繊細かつ精巧に作られているため、変形あるいはキズをつける等の粗雑な取り扱いが器具の寿命を著しく低下させる。
- (6) 塩素系およびヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
- (7) 本製品には必要以上の力を加えないこと。

- (8) 本製品は金属であるため、度重なる使用による金属疲労により劣化する。
- (9) 異常に気づいた時は、直ちに使用を中止すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- (2) 滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

【保守・点検に係る事項】

- (1) 本製品は、日常点検し器具が正常に動くことを確認すること。特に、変形や傷がないかネジが緩んでいないか充分に点検を行うこと。
- (2) 洗浄・滅菌について
 1. 洗浄
使用後は、表面に付着している血液、体液、組織片及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄すること。
 2. 滅菌
洗浄・消毒を行った後、滅菌処理を必ず行うこと。
例：高圧蒸気滅菌（温度：121℃、時間：30 分）
- (3) 錆を防ぐために以下のことを守ること。
 1. 使用後は直ちに清水で洗浄を行うこと。
 2. 酸やアルカリの強い洗剤は避け、必ず医療用の中性洗剤を使用すること。
 3. 洗浄後は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭きとること。
 4. 汚れが残った状態で滅菌・消毒を行わないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社フジタ医科器械
郵便番号：113-0033
住 所：東京都文京区本郷 3-6-1
電話番号：03-3815-8810（代）